

三十二 第 65 条の 7～第 65 条の 9 ((特定の資産の買換えの場合等の課税の特例) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(事務所等の建物及びその附属設備の範囲)</p> <p>65 の 7(1)－17 措置法令第 39 条の 7 第 2 項及び第 4 項……………</p>	<p>(事務所等の建物及びその附属設備の範囲)</p> <p>65 の 7(1)－17 措置法令第 39 条の 7 第 2 項……………</p>
<p>(福利厚生施設の範囲)</p> <p>65 の 7(1)－18 措置法令第 39 条の 7 第 2 項、<u>第 4 項及び第 8 項</u>……………</p>	<p>(福利厚生施設の範囲)</p> <p>65 の 7(1)－18 措置法令第 39 条の 7 第 2 項……………</p>
<p>(事務所等の建物の敷地の用に供されている土地等の意義)</p> <p>65 の 7(1)－19 措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 1 号及び第 5 号……………</p> <p>…</p>	<p>(事務所等の建物の敷地の用に供されている土地等の意義)</p> <p>65 の 7(1)－19 措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 1 号……………</p>
<p>(事務所等の建物又は<u>特定施設</u>の敷地の用に供されている土地等の範囲)</p> <p>65 の 7(1)－20 措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 1 号及び第 5 号……………</p> <p>…</p> <p><u>同表の第 9 号の下欄に規定する特定施設(以下「特定施設」という。)の敷地の用に供される土地等についても、同様とする。</u></p>	<p>(事務所等の建物の敷地の用に供されている土地等の範囲)</p> <p>65 の 7(1)－20 措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 1 号……………</p>
<p>(事務所等の用とその他の用に共用されている建物の判定)</p> <p>65 の 7(1)－21 <u>措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 1 号及び第 5 号の上欄に規定する建物について、一の建物が</u>……………</p> <p>(注) 1 ………………</p> <p>2 ………………</p>	<p>(事務所等の用とその他の用に共用されている建物の判定)</p> <p>65 の 7(1)－21 一の建物が……………</p> <p>(注) 1 ………………</p> <p>2 ………………</p>
<p><u>(特定施設の敷地の用に供される土地等の意義)</u></p> <p>65 の 7(1)－30 の 2 <u>措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 9 号の下欄の特定施設の</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>敷地の用に供される土地等とは、土地又は土地の上に存する権利を取得した時において、現に特定施設の敷地の用に供されているもの及び特定施設の敷地の用に供されることが確実であると認められるものをいう。</u></p> <p><u>(注) 特定施設の敷地の用に供されることが確実であると認められるものとは、例えば、取得した土地等を特定施設の敷地の用に供することとする具体的な計画があるものをいう。</u></p> <p><u>(長期所有の土地等の買換えに係る面積の判定)</u></p> <p><u>65の7(1)－30の3 法人が取得した土地等の面積が措置法第65条の7第1項の表の第9号の下欄に規定する300平方メートル以上であるかどうかの判定については、次による。</u></p> <p><u>(1) 当該土地等が2以上の者の共有とされるものである場合には、当該土地等の総面積に当該法人の共有持分の割合を乗じて計算した面積を、当該法人が取得した土地等の面積として判定する。</u></p> <p><u>(2) 当該土地等が区分所有に係る特定施設の敷地の用に供されるものである場合には、当該土地等の総面積に当該特定施設の専有部分の総床面積のうちに当該法人の専有部分の床面積の占める割合を乗じて計算した面積を、当該法人が取得した土地等の面積として判定する。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(特定施設と特定施設以外の施設から成る一の施設の敷地の用に供される土地等の面積の判定)</u></p> <p><u>65の7(1)－30の4 特定施設と特定施設以外の施設から成る一の施設の敷地の用に供される土地等が措置法第65条の7第1項の表の第9号の下欄に規定する面積の要件を満たしているかどうかの判定は、当該土地等の面積をそれぞれの施設の床面積の比等の合理的な基準によってそれぞれの施設に対応する部分に</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>区分し、特定施設に対応する部分について行う。</u></p> <p><u>⑥ 上記の土地等を区分する場合において、廊下、階段、機械室その他共用される部分（専ら特定施設以外の施設の用に供される部分に係る廊下、階段等を除く。）は、特定施設に対応する部分に含めることができる。</u></p> <p>（譲渡資産の譲渡に要する経費の範囲）</p> <p>65 の 7(3)－5 ……………</p> <p>(1) 譲渡に要した<u>あっせん手数料</u>、謝礼</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>（圧縮記帳をした資産についての特別償却等の不適用）</p> <p>65 の 7(3)－11 ……………</p> <p>……………措置法第 46 条及び第 46 条の 2……………</p> <p>（事業の用に供しなかった買換資産に係る特別償却等）</p> <p>65 の 7(3)－12 ……………</p> <p>……………措置法第 42 条の 5、第 42 条の 6、第 42 条の 9、第 42 条の 11、第 43 条から第 44 条まで、<u>第 44 条の 3 から第 45 条の 2 まで及び第 46 条の 3 から第 48 条まで</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) <u>措置法第 46 条の 3 から第 48 条まで</u>……………</p> <p>⑥ 1 ……………</p> <p>2 ……………</p>	<p>（譲渡資産の譲渡に要する経費の範囲）</p> <p>65 の 7(3)－5 ……………</p> <p>(1) 譲渡に要した<u>あっせん手数料</u>、謝礼</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>（圧縮記帳をした資産についての特別償却等の不適用）</p> <p>65 の 7(3)－11 ……………</p> <p>……………措置法第 46 条から第 46 条の 3 まで……………</p> <p>（事業の用に供しなかった買換資産に係る特別償却等）</p> <p>65 の 7(3)－12 ……………</p> <p>……………措置法第 42 条の 5 から第 42 条の 7 まで、第 42 条の 9 から第 42 条の 11 まで及び第 43 条から第 48 条まで、<u>（措置法第 46 条から第 46 条の 3 までを除く。）</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) <u>措置法第 46 条の 4 から第 48 条まで</u>……………</p> <p>⑥ 1 ……………</p> <p>2 ……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用)</p> <p>65 の 7(3) - 13 ……………</p> <p>……………措置法第 42 条の 5、<u>第 42 条の 6</u>、第 42 条の 9、第 42 条の 11、第 43 条から第 44 条まで、<u>第 44 条の 3</u>から第 45 条の 2 まで及び<u>第 46 条の 3</u>から第 48 条まで……………</p> <p>(取得をする見込みである資産に係る書類)</p> <p>65 の 7(4) - 8 <u>措置法規則第 22 条の 7 第 11 項</u>……………</p> <p>(買換えの証明書の添付)</p> <p>65 の 7(5) - 3 ……………</p> <p>……………<u>措置法規則第 22 条の 7 第 4 項から第 6 項まで</u>……………</p>	<p>(特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用)</p> <p>65 の 7(3) - 13 ……………</p> <p>……………措置法第 42 条の 5 から <u>第 42 条の 7 まで</u>、第 42 条の 9 から第 42 条の 11 <u>まで</u>、第 43 条から第 45 条の 2 まで及び<u>第 46 条の 4</u>から第 48 条まで……………</p> <p>(取得をする見込みである資産に係る書類)</p> <p>65 の 7(4) - 8 <u>措置法規則第 22 条の 7 第 10 項</u>……………</p> <p>(買換えの証明書の添付)</p> <p>65 の 7(5) - 3 ……………</p> <p>……………<u>措置法規則第 22 条の 7 第 3 項から第 5 項まで</u>……………</p>

三十三 第 66 条の 5 (国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>第 12 章 <u>関連者等に係る利子等の課税の特例</u></p>	<p>第 12 章 <u>国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例</u></p>
<p>(発行済株式 - 払込未済株式)</p> <p>66 の 5-1 <u>措置法第 66 条の 5 第 10 項</u>……………<u>同条第 5 項第 1 号</u>……………</p> <p>……………</p> <p>(注) <u>措置法令第 39 条の 13 第 30 項</u>……………<u>同条第 23 項</u>……………</p> <p>(直接又は間接保有の株式)</p>	<p>(発行済株式 - 払込未済株式)</p> <p>66 の 5-1 <u>措置法第 66 条の 5 第 9 項</u>……………<u>同条第 4 項第 1 号</u>……………</p> <p>……………</p> <p>(注) <u>措置法令第 39 条の 13 第 29 項</u>……………<u>同条第 22 項</u>……………</p> <p>(直接又は間接保有の株式)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>66 の 5-2 ……………</p> <p>……………<u>措置法第 66 条の 5 第 10 項</u>……………<u>同条第 5 項第 1 号</u>……………</p> <p>……………</p> <p>(名義株がある場合の直接又は間接保有の株式)</p> <p>66 の 5-3 <u>措置法第 66 条の 5 第 5 項第 1 号</u> (同条第 10 項……………</p> <p>……………</p> <p>(実質的支配関係があるかどうかの判定)</p> <p>66 の 5-4 <u>措置法令第 39 条の 13 第 12 項第 3 号</u> (同条第 30 項……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(金銭債務の償還差損等)</p> <p>66 の 5-5 ……………<u>措置法第 66 条の 5 第 5 項第 1 号</u>(同条第 10 項……………</p> <p>……………<u>同条第 5 項第 2 号</u> (同条第 10 項……………<u>措置法第 66 条の 5 第 1 項</u> (同条第 10 項……………</p> <p>……………</p> <p>(短期の前払利息)</p> <p>66 の 5-6 ……………</p> <p>……………<u>同条第 10 項</u>……………</p> <p>……………</p> <p>(負債の利子の範囲)</p> <p>66 の 5-7 <u>措置法第 66 条の 5 第 5 項第 3 号</u> (同条第 10 項……………</p> <p>(1) ……………</p>	<p>66 の 5-2 ……………</p> <p>……………<u>措置法第 66 条の 5 第 9 項</u>……………<u>同条第 4 項第 1 号</u>……………</p> <p>……………</p> <p>(名義株がある場合の直接又は間接保有の株式)</p> <p>66 の 5-3 <u>措置法第 66 条の 5 第 4 項第 1 号</u> (同条第 9 項……………</p> <p>……………</p> <p>(実質的支配関係があるかどうかの判定)</p> <p>66 の 5-4 <u>措置法令第 39 条の 13 第 11 項第 3 号</u> (同条第 29 項……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(社債発行差金等)</p> <p>66 の 5-5 ……………<u>措置法第 66 条の 5 第 4 項第 1 号</u> (同条第 9 項……………</p> <p>……………<u>同条第 4 項第 2 号</u>(同条第 9 項……………<u>措置法第 66 条の 5 第 1 項</u> (同条第 9 項……………</p> <p>……………</p> <p>(短期の前払利息)</p> <p>66 の 5-6 ……………</p> <p>……………<u>同条第 9 項</u>……………</p> <p>……………</p> <p>(負債の利子の範囲)</p> <p>66 の 5-7 <u>措置法第 66 条の 5 第 4 項第 3 号</u> (同条第 9 項……………</p> <p>(1) ……………</p>

改 正 後	改 正 前
(2)	(2)
(3)	(3)
(原価に算入した負債の利子等)	(原価に算入した負債の利子等)
66 の 5-8	66 の 5-8
.....措置法第 66 条の 5 第 5 項第 3 号.....同条第 10 項.....措置法第 66 条の 5 第 4 項第 3 号.....同条第 9 項.....
(原価に算入した負債の利子等の調整)	(原価に算入した負債の利子等の調整)
66 の 5-9	66 の 5-9
.....同条第 10 項.....同条第 9 項.....
(注)	(注)
(国外支配株主等及び資金供与者等に対する負債)	(国外支配株主等及び資金供与者等に対する負債)
66 の 5-10 措置法第 66 条の 5 第 5 項第 4 号 (同条第 10 項.....同条第 5 項第 4 号.....	66 の 5-10 措置法第 66 条の 5 第 4 項第 4 号 (同条第 9 項.....同条第 4 項第 4 号.....
(特定債券現先取引等に係る資産の帳簿価額の平均的な残高の意義)	(特定債券現先取引等に係る資産の帳簿価額の平均的な残高の意義)
66 の 5-11	66 の 5-11
.....同条第 30 項.....同条第 29 項.....
(注)	(注)
(負債の帳簿価額の平均的な残高の意義)	(負債の帳簿価額の平均的な残高の意義)
66 の 5-13 措置法令第 39 条の 13 第 19 項 (同条第 30 項.....	66 の 5-13 措置法令第 39 条の 13 第 18 項 (同条第 29 項.....
(注)	(注)

改 正 後	改 正 前
(総負債の範囲)	(総負債の範囲)
66の5-14 <u>措置法令第39条の13第23項第2号</u> (同条第30項……………	66の5-14 <u>措置法令第39条の13第22項第2号</u> (同条第29項……………
(保険会社の総負債)	(保険会社の総負債)
66の5-15 …………… <u>措置法令第39条の13第23項第2号</u> (同条第30項……………	66の5-15 …………… <u>措置法令第39条の13第22項第2号</u> (同条第29項……………
(自己資本の額を計算する場合の総資産の帳簿価額及び総負債の帳簿価額)	(自己資本の額を計算する場合の総資産の帳簿価額及び総負債の帳簿価額)
66の5-16 <u>措置法令第39条の13第23項</u> …………… <u>同条第30項</u> ……………	66の5-16 <u>措置法令第39条の13第22項</u> …………… <u>同条第29項</u> ……………
…………… <u>同条第23項</u> ……………	…………… <u>同条第22項</u> ……………
(総資産の帳簿価額の平均的な残高及び総負債の帳簿価額の平均的な残高の意義)	(総資産の帳簿価額の平均的な残高及び総負債の帳簿価額の平均的な残高の意義)
66の5-17 <u>措置法令第39条の13第23項第1号</u> ……………	66の5-17 <u>措置法令第39条の13第22項第1号</u> ……………
……………	……………
…………… <u>同条第30項</u> …………… <u>同条第23項第1号</u> ……………	…………… <u>同条第29項</u> …………… <u>同条第22項第1号</u> ……………
<u>同条第30項</u> …………… <u>同条第23項第2号</u> ……………	<u>同条第29項</u> …………… <u>同条第22項第2号</u> ……………
(注) ……………	(注) ……………
(自己資本の額を計算する場合の資本金等の額)	(自己資本の額を計算する場合の資本金等の額)
66の5-18 <u>措置法令第39条の13第23項</u> (同条第30項……………	66の5-18 <u>措置法令第39条の13第22項</u> (同条第29項……………
(外国法人の総資産の帳簿価額の計算)	(外国法人の総資産の帳簿価額の計算)
66の5-19 <u>措置法令第39条の13第30項</u> …………… <u>同条第23項</u> ……………	66の5-19 <u>措置法令第39条の13第29項</u> …………… <u>同条第22項</u> ……………
……………	……………

三十四 第 66 条の 5 の 2 及び第 66 条の 5 の 3 (関連者等に係る純支払利子等の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 66 条の 5 の 2 及び第 66 条の 5 の 3 (関連者等に係る純支払利子等の課税の特例) 関係</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(発行済株式－払込未済株式)</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>66 の 5 の 2-1 措置法第 66 条の 5 の 2 第 2 項第 1 号の「発行済株式」には、その株式の払込み又は給付の金額（以下「払込金額等」という。）の全部又は一部について払込み又は給付（以下「払込み等」という。）が行われていないものも含まれるものとする。</u></p>	
<p><u>(直接又は間接保有の株式)</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>66 の 5 の 2-2 措置法第 66 条の 5 の 2 第 2 項第 1 号に規定する特殊の関係にあるかどうかを判定する場合の直接又は間接に保有する株式には、その払込金額等の全部又は一部について払込み等が行われていないものが含まれるものとする。</u></p>	
<p><u>(名義株がある場合の直接又は間接保有の株式)</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>66 の 5 の 2-3 措置法第 66 条の 5 の 2 第 2 項第 1 号に規定する特殊の関係の有無の判定において、名義株は、その実際の権利者が保有するものとしてその判定を行うことに留意する。</u></p>	
<p><u>(実質的支配関係があるかどうかの判定)</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>66 の 5 の 2-4 措置法令第 39 条の 13 の 2 第 8 項第 3 号に規定する「その他これに類する事実」とは、例えば、次に掲げるような事実をいう。</u></p>	
<p><u>(1) 一方の法人が他方の法人から提供される事業活動の基本となる工業所有権</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>(特許権、実用新案権、意匠権及び商標権をいう。)、ノーハウ等に依存してその事業活動を行っていること。</u></p> <p><u>(2) 一方の法人の役員が2分の1以上又は代表する権限を有する役員が他方の法人によって実質的に決定されていると認められる事実があること。</u></p> <p><u>(四) 措置法令第39条の13の2第10項第2号に規定する「その他これに類する事実」については、(1)又は(2)の「一方の法人」は「法人」と、「他方の法人」は「個人」と読み替えて適用する。</u></p> <p><u>(金銭債務の償還差損等)</u></p> <p><u>66の5の2-5 措置法令第39条の13の2第2項に規定する「法人税法施行令第136条の2第1項に規定する満たない部分の金額」のうち、同項の規定により損金の額に算入した額が、措置法第66条の5の2第2項に規定する「関連者支払利子等の額」に含まれることに留意する。</u></p> <p><u>(短期の前払利息)</u></p> <p><u>66の5の2-6 法人が、各事業年度において、措置法第66条の5の2第2項に規定する関連者等（以下「関連者等」という。）に支払った支払利息のうち基本通達2-2-14によりその支払った日の属する事業年度の損金の額に算入された前払利息の額は、同項に規定する「関連者支払利子等の額」に含まれることに留意する。</u></p> <p><u>(負債の利子の範囲)</u></p> <p><u>66の5の2-7 措置法第66条の5の2第2項に規定する「負債の利子」には、次に掲げるようなものを含むことに留意する。</u></p> <p><u>(1) 買掛金を手形によって支払った場合において、関連者等に対して当該手形</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>の割引料を負担したときにおけるその負担した割引料相当額</u></p> <p><u>(2) 営業保証金、敷金その他これらに類する預り金の利子</u></p> <p><u>(3) 金融機関の預金利息及び給付補填備金繰入額（給付補填備金繰入額に準ずる繰入額を含む。）</u></p> <p><u>(原価に算入した支払利子等)</u></p> <p><u>66の5の2-8 法人が、関連者等に対する支払利子等（措置法第66条の5の2第2項に規定する支払利子等をいう。以下同じ。）の額につき固定資産その他の資産の取得価額に算入した場合又は繰延資産として経理した場合であっても、当該事業年度において当該関連者等に支払うものは、同項に規定する「関連者支払利子等の額」に含まれることに留意する。</u></p> <p><u>(原価に算入した支払利子等の調整)</u></p> <p><u>66の5の2-9 法人が、関連者等に対する支払利子等の額のうち固定資産その他の資産の取得価額又は繰延資産の金額（以下「固定資産の取得価額等」という。）に含めたため直接当該事業年度の損金の額に算入されていない部分の金額（以下「原価算入額」という。）がある場合において、当該支払利子等の額のうち措置法第66条の5の2第1項の規定により損金の額に算入されないこととなった金額（以下「損金不算入額」という。）があるときは、当該事業年度の確定申告書において、当該原価算入額のうち損金不算入額から成る部分の金額を限度として、当該事業年度終了のときにおける固定資産の取得価額等を減額することができるものとする。この場合において、当該原価算入額のうち損金不算入額から成る部分の金額は、当該損金不算入額に、当該事業年度における関連者等に対する支払利子等の額のうち当該固定資産の取得価額等に含まれている支払利子等の額の占める割合を乗じた金額とすることができる。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(除外対象特定債券現先取引等に係る平均負債残高の計算方法)</u></p> <p><u>66の5の2-12 措置法令第39条の13の2第5項に規定する除外対象特定債券現先取引等に係る負債に係る平均負債残高は、例えば、同一銘柄ごとに債券を区分し、債券現先取引及び現金担保付債券貸借取引(措置法第66条の5第5項第8号に規定する債券現先取引及び現金担保付債券貸借取引をいう。以下同じ。)に係る借入金又は貸付金の月末残高のうちいずれか少ない金額をもって除外対象特定債券現先取引等に係る負債の月末残高とし、当該事業年度における平均残高を除外対象特定債券現先取引等に係る負債に係る平均負債残高としても差し支えないものとする。</u></p>	(新 設)
<p><u>(対応債券現先取引等に係る資産の帳簿価額の平均的な残高の意義)</u></p> <p><u>66の5の2-13 措置法令第39条の13の2第6項に規定する「当該事業年度の当該資産の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額」とは、例えば、除外対象特定債券現先取引等に係る同項に規定する対応債券現先取引等(以下「対応債券現先取引等」という。)に係る資産の帳簿価額の日々の平均残高又は各月末の平均残高等、その事業年度を通じた資産の帳簿価額の平均的な残高をいうものとする。</u></p> <p><u>(註) その事業年度の開始の時及び終了の時における対応債券現先取引等に係る資産の帳簿価額の平均額は、「平均的な残高として合理的な方法により計算した金額」に該当しない。</u></p>	(新 設)
<p><u>(除外対象特定債券現先取引等に係る支払利子等の額の計算方法)</u></p> <p><u>66の5の2-14 措置法令第39条の13の2第5項の「除外対象特定債券現先取引等に係る支払利子等の額」は、法人が除外対象特定債券現先取引等に係る負債に係る平均負債残高について66の5の2-12により計算している場合に</u></p>	(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p>規定する「負債の帳簿価額」及び同条第6項に規定する「資産の帳簿価額」は、その会計帳簿に記載されているこれらの金額によるのであるから、<u>税務計算上の否認金があっても、当該否認金の額は、これらの額に関係させないことに留意する。</u></p>	

三十五 第 67 条の 4 ((転廃業助成金等に係る課税の特例)) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(取壊し等に要する費用)</p> <p>67 の 4-1</p> <p>(1) 譲渡に要した<u>あっせん</u>手数料、謝礼</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p>	<p>(取壊し等に要する費用)</p> <p>67 の 4-1</p> <p>(1) 譲渡に要した<u>あっ旋</u>手数料、謝礼</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p>

三十六 第 68 条 ((特定の協同組合等の法人税率の特例)) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(基準所得金額の端数計算)</p> <p>68-2</p> <p>.....<u>100 分の 22</u>.....</p> <p>.....</p>	<p>(基準所得金額の端数計算)</p> <p>68-2</p> <p>.....<u>100 分の 26</u>.....</p> <p>.....</p>

三十七 旧第 68 条の 5 (適格退職年金契約に係る退職年金等積立金の額の計算の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<u>第 68 条の 5 (適格退職年金契約に係る退職年金等積立金の額の計算の特例) 関係</u>
(廃 止)	<u>(財産計算時)</u> <u>68 の 5-1 措置法令第 39 条の 36 第 1 項に規定する財産計算時とは、年金信託契約書に定められている収益計算期をいう。</u>
(廃 止)	<u>(特例適格退職年金契約に係る信託財産に属する有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法)</u> <u>68 の 5-2 法第 84 条第 1 項に規定する退職年金業務等(法附則第 20 条に規定する適格退職年金契約に係る信託、生命保険又は生命共済の業務を含む。以下「適格退職年金業務等」という。)を行う信託会社は、その有する各特例適格退職年金契約ごとにその契約に係る信託財産に属する有価証券について当該信託会社の固有財産に属する有価証券とは別個にその一単位当たりの帳簿価額の算出の方法を選定することに留意する。</u>
(廃 止)	<u>(信託財産から控除する収益の分配額)</u> <u>68 の 5-3 措置法令第 39 条の 36 第 1 項第 3 号に掲げる金額には、次のものが含まれる。</u> <u>(1) 当該財産計算時において事業主に返還すべきものとして確定される返還額又は掛金充当額</u> <u>(2) 令附則第 16 条第 1 項第 8 号に掲げる超過留保額の返還額又は掛金充当額</u>
(廃 止)	<u>(信託財産からの信託報酬の控除)</u>

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p>	<p><u>68 の 5-4 課税特例適格退職年金契約に係る信託財産の措置法令第 39 条の 36 第 1 項に規定する「最終の財産計算時における第 1 号及び第 2 号に掲げる金額の合計額」には、その契約に係る信託報酬でその計算期間が当該信託財産計算時において終了するものの額は含まれない。</u></p> <p><u>(共同委託契約に係る事業主の一部が基金設立事業主である場合の退職年金等積立金額の計算)</u></p> <p><u>68 の 5-5 措置法令第 39 条の 36 第 1 項又は第 2 項に規定する「政令で定めるところにより計算した金額」を計算する場合において、特例適格退職年金契約が共同委託契約（複数の事業主が共同して信託会社又は生命保険会社と締結する契約をいう。）であり、かつ、当該契約の相手方である一の事業主が厚生年金基金の設立事業所の事業主（以下 68 の 5-5 において「基金設立事業主」という。）であるときは、次によるものとする。</u></p> <p>(1) <u>年金財産の額（同条第 1 項第 4 号に規定する信託財産現在額又は同条第 2 項第 1 号に規定する保険料積立金に相当する金額をいう。以下同じ。）を当該基金設立事業主に係る額とそれ以外の額とに区分し、それぞれについて年金財産の額から同条第 1 項第 4 号及び第 5 号又は同条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる金額を控除して得た金額の合計額を当該共同委託契約に係る同条第 1 項又は第 2 項に規定する「合計額を控除して得た金額」とする。</u></p> <p>(2) <u>当該基金設立事業主に係る年金財産の額は、適格退職年金業務等を行う法人の事業年度開始の日（信託会社の場合は同日前に到来した最終の信託財産計算時）における年金財産の額のうち、当該基金設立事業主が単独契約となるために当該共同委託契約の一部を解除すると仮定した場合における令附則第 16 条第 1 項第 9 号ハの規定により当該基金設立事業主に返還される金額として計算される額とする。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p>	<p><u>(注) 当該基金設立事業主に係る額とそれ以外の額とに区分して計算して得た金額にマイナスとなるものがあるときは、そのマイナスの金額は当該共同委託契約に係る措置法令第 39 条の 36 第 1 項又は第 2 項の金額の計算上通算することができないことに留意する。</u></p> <p><u>(課税特例適格退職年金契約の判定の基礎となる通常掛金額等)</u></p> <p><u>68 の 5-6 適格退職年金業務等を行う法人の締結している特例適格退職年金契約が措置法令第 39 条の 36 第 18 項第 1 号に規定する課税特例適格退職年金契約に該当するかどうかを判定する場合において、その判定の基礎となる同項第 2 号に規定する「通常掛金額等」は、当該法人の当該事業年度開始の日の直前 1 月分として計算される当該契約に係る通常掛金等の額によるものとする。</u></p>
<p>(廃 止)</p>	<p><u>(平均標準報酬額)</u></p> <p><u>68 の 5-7 措置法令第 39 条の 36 第 18 項第 3 号イに規定する平均標準報酬額とは、当該事業年度開始の日前の直近において社会保険庁が明らかにした 3 月末における厚生年金保険の被保険者全員の標準報酬額の平均額をいうのであるから、当該事業年度開始の日前に到来した最終の信託財産計算時が当該平均額を明らかにした日の前後であるかを問わないことに留意する。</u></p>

三十八 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<p><u>(経過的取扱い(1)…平成23年12月改正前の措置法等の適用がある場合)</u></p> <p><u>平成23年12月改正法令(経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成23年法律第114号)、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成23年政令第383号)及び租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令(平成23年財務省令第89号)をいう。以下同じ。)</u>による改正前の措置法、措置法令及び措置法規則(平成23年12月改正法令の附則により読み替えて適用される改正前の措置法、措置法令及び措置法規則を含む。)の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、この法令解釈通達による改正前の租税特別措置法関係通達(法人税編)の取扱いの例による。</p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(経過的取扱い(2)…平成24年3月改正前の措置法等の適用がある場合)</u></p> <p><u>改正法令(租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成24年法律第16号)、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成24年政令第105号)及び租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令(平成24年財務省令第30号)をいう。以下同じ。)</u>による改正前の措置法、措置法令及び措置法規則(改正法令の附則により読み替えて適用される改正前の措置法、措置法令及び措置法規則を含む。)の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、この法令解釈通達による改正前の租税特別措置法関係通達(法人税編)の取扱いの例による。</p>	<p>(新 設)</p>